

公示番号	(旧)公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 1 号	定第 1 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 58.14′ ,東経141° 38.65′ の点 イ 北緯38° 58.20′ ,東経141° 38.91′ の点 ウ 北緯38° 57.97′ ,東経141° 38.95′ の点 エ 北緯38° 57.99′ ,東経141° 38.67′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 2 号	定第 2 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 58.01′ ,東経141° 38.18′ の点 イ 北緯38° 58.14′ ,東経141° 38.65′ の点 ウ 北緯38° 57.99′ ,東経141° 38.67′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 3 号	定第 3 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 57.50′ ,東経141° 39.11′ の点 イ 北緯38° 57.62′ ,東経141° 39.06′ の点 ウ 北緯38° 57.68′ ,東経141° 39.41′ の点 エ 北緯38° 57.46′ ,東経141° 39.47′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 4 号	定第 4 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 57.55′ ,東経141° 38.69′ の点 イ 北緯38° 57.62′ ,東経141° 39.06′ の点 ウ 北緯38° 57.50′ ,東経141° 39.11′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 5 号	定第 5 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 56.74′ ,東経141° 39.68′ の点 イ 北緯38° 56.42′ ,東経141° 39.68′ の点 ウ 北緯38° 56.45′ ,東経141° 39.37′ の点 エ 北緯38° 56.64′ ,東経141° 39.36′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 6 号	定第 6 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 56.50′ ,東経141° 38.87′ の点 イ 北緯38° 56.64′ ,東経141° 39.36′ の点 ウ 北緯38° 56.45′ ,東経141° 39.37′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 7 号	定第 7 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.76′ ,東経141° 39.39′ の点 イ 北緯38° 51.50′ ,東経141° 39.33′ の点 ウ 北緯38° 51.65′ ,東経141° 39.10′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 8 号	定第 8 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市大島 唐島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.72′ ,東経141° 38.50′ の点 イ 北緯38° 51.82′ ,東経141° 38.64′ の点 ウ 北緯38° 51.69′ ,東経141° 38.68′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 9 号	定第 10 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 明神崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.63′ ,東経141° 35.77′ の点 イ 北緯38° 48.14′ ,東経141° 36.84′ の点 ウ 北緯38° 47.63′ ,東経141° 36.45′ の点 エ 北緯38° 48.16′ ,東経141° 35.37′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	本吉町 沖ノ田, 後田, 土樋下, 菖蒲沢, 石川原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 10 号	定第 11 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 9月30日まで	気仙沼市本吉町 明神崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.14′ ,東経141° 36.84′ の点 イ 北緯38° 47.82′ ,東経141° 37.52′ の点 ウ 北緯38° 47.32′ ,東経141° 37.12′ の点 エ 北緯38° 47.63′ ,東経141° 36.45′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	本吉町 沖ノ田, 後田, 土樋下, 菖蒲沢, 石川原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	(旧)公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（緯度経度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 11 号	定第 12 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 日門地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.35′ ,東経141° 34.19′ の点 イ 北緯38° 47.86′ ,東経141° 34.91′ の点 ウ 北緯38° 47.66′ ,東経141° 34.69′ の点 エ 北緯38° 48.14′ ,東経141° 33.98′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	本吉町 沖ノ田, 後田, 土樋下, 菖蒲沢, 石川原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 12 号	定第 13 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 12月31日まで	南三陸町歌津 田ノ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 44.61′ ,東経141° 33.33′ の点 イ 北緯38° 44.86′ ,東経141° 33.51′ の点 ウ 北緯38° 44.76′ ,東経141° 33.65′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 13 号	定第 14 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町歌津 泊地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.72′ ,東経141° 33.25′ の点 イ 北緯38° 41.36′ ,東経141° 33.00′ の点 ウ 北緯38° 41.47′ ,東経141° 32.79′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 14 号	定第 15 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町歌津 唐島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.66′ ,東経141° 32.20′ の点 イ 北緯38° 41.32′ ,東経141° 31.96′ の点 ウ 北緯38° 41.43′ ,東経141° 31.79′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 15 号	定第 16 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町志津川 野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 40.43′ ,東経141° 30.75′ の点 イ 北緯38° 40.28′ ,東経141° 31.30′ の点 ウ 北緯38° 40.09′ ,東経141° 31.16′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	南三陸町志津川	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 16 号	定第 17 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町戸倉 椿島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.14′ ,東経141° 29.56′ の点 イ 北緯38° 39.40′ ,東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 39.34′ ,東経141° 29.76′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 17 号	定第 18 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町戸倉 ウソ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.63′ ,東経141° 30.31′ の点 イ 北緯38° 39.13′ ,東経141° 30.41′ の点 ウ 北緯38° 39.16′ ,東経141° 30.62′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 18 号	定第 19 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町戸倉 津根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.64′ ,東経141° 30.89′ の点 イ 北緯38° 39.07′ ,東経141° 30.91′ の点 ウ 北緯38° 39.02′ ,東経141° 31.14′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 19 号	定第 20 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年2月末日まで	石巻市雄勝町 名振八景島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.17′ ,東経141° 30.76′ の点 イ 北緯38° 33.26′ ,東経141° 30.42′ の点 ウ 北緯38° 33.35′ ,東経141° 30.48′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市雄勝町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 20 号	定第 21 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年2月末日まで	石巻市雄勝町 名振ハテ島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.61′ ,東経141° 30.89′ の点 イ 北緯38° 33.62′ ,東経141° 30.76′ の点 ウ 北緯38° 33.68′ ,東経141° 30.79′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市雄勝町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	(旧)公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 21 号	定第 24 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎鈴の崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.16′ ,東経141° 28.85′ の点 イ 北緯38° 25.97′ ,東経141° 28.85′ の点 ウ 北緯38° 25.98′ ,東経141° 28.77′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	女川町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 22 号	定第 27 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島恋島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.54′ ,東経141° 35.43′ の点 イ 北緯38° 22.98′ ,東経141° 35.43′ の点 ウ 北緯38° 22.98′ ,東経141° 34.88′ の点 エ 北緯38° 23.41′ ,東経141° 35.11′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	女川町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 23 号	定第 28 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.36′ ,東経141° 35.56′ の点 イ 北緯38° 24.82′ ,東経141° 35.81′ の点 ウ 北緯38° 24.63′ ,東経141° 36.43′ の点 エ 北緯38° 24.05′ ,東経141° 35.64′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	女川町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 24 号	定第 29 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山仁王 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.72′ ,東経141° 33.82′ の点 イ 北緯38° 18.64′ ,東経141° 33.56′ の点 ウ 北緯38° 19.05′ ,東経141° 33.50′ の点 エ 北緯38° 19.15′ ,東経141° 34.01′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 25 号	定第 30 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山砂浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.11′ ,東経141° 33.50′ の点 イ 北緯38° 16.32′ ,東経141° 33.08′ の点 ウ 北緯38° 16.80′ ,東経141° 33.59′ の点 エ 北緯38° 16.73′ ,東経141° 33.73′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 26 号	定第 31 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山垂水 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.35′ ,東経141° 34.99′ の点 イ 北緯38° 17.35′ ,東経141° 35.76′ の点 ウ 北緯38° 16.92′ ,東経141° 35.67′ の点 エ 北緯38° 17.13′ ,東経141° 34.97′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 27 号	定第 32 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山鋸形 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.33′ ,東経141° 34.75′ の点 イ 北緯38° 18.45′ ,東経141° 34.51′ の点 ウ 北緯38° 18.96′ ,東経141° 34.91′ の点 エ 北緯38° 18.58′ ,東経141° 35.52′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 28 号	定第 34 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山白小浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.11′ ,東経141° 33.33′ の点 イ 北緯38° 16.76′ ,東経141° 33.06′ の点 ウ 北緯38° 16.93′ ,東経141° 32.84′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 29 号	定第 35 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山内高石 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.62′ ,東経141° 33.88′ の点 イ 北緯38° 16.14′ ,東経141° 33.88′ の点 ウ 北緯38° 16.20′ ,東経141° 33.59′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	(旧)公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（緯度経度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 30 号	定第 36 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 14.83′ , 東経141° 29.28′ の点 イ 北緯38° 14.76′ , 東経141° 29.48′ の点 ウ 北緯38° 13.79′ , 東経141° 29.12′ の点 エ 北緯38° 14.00′ , 東経141° 28.63′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 31 号	定第 37 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 網地浜栗ヶ崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 15.93′ , 東経141° 27.12′ の点 イ 北緯38° 15.77′ , 東経141° 27.31′ の点 ウ 北緯38° 15.12′ , 東経141° 26.89′ の点 エ 北緯38° 15.36′ , 東経141° 26.52′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 32 号	定第 38 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 松石地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.56′ , 東経141° 24.40′ の点 イ 北緯38° 17.34′ , 東経141° 24.30′ の点 ウ 北緯38° 17.23′ , 東経141° 23.50′ の点 エ 北緯38° 17.55′ , 東経141° 23.55′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市 (旧石巻市に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 33 号	定第 39 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 竜神崎地先 (三石)	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.20′ , 東経141° 24.31′ の点 イ 北緯38° 16.96′ , 東経141° 24.43′ の点 ウ 北緯38° 16.45′ , 東経141° 23.74′ の点 エ 北緯38° 16.82′ , 東経141° 23.56′ の点	宮城県漁業調整規則第56条 による標識を設置すること。 ただし光達距離は3キロメートル 以上とする。	石巻市 (旧石巻市に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで